

4 (仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 ボランティアやNPOなど、市民の多様な活動を支援し、その活性化を図る拠点施設として整備する(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)の開設に向けて、必要な事項を検討するため、(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) サポートセンターの整備基本計画に関すること。
- (2) サポートセンターの管理運営体制に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項について、広く市民の意見を聴くためのワークショップの運営に関すること。
- (4) その他サポートセンターの整備に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、知識経験者、市民活動の実践者、市民及び市職員のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、サポートセンターが開設される日までの期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第5条 委員会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 座長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 第3条第2項の規定による市民のうちから委嘱された委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ座長に届け出ることにより、他の者を出席させることができる。

3 委員会は、原則として公開とする。

(小委員会)

第7条 座長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の出席者は、委員のなかから座長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 委員会又は小委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策局政策企画部コミュニティ課市民活動支援室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月27日から施行する。

(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者 2人	粉川 一郎	
	中村 陽一	座長
知識経験者 4人	平 修久	
	鳥生 公子	
	東 一邦	
	矢ヶ崎 紀子	職務代理者
市民活動の実践者 6人	五藤 美昭	
	渋谷 仁	
	田中 愛子	
	谷口 富貴子	
	福島 まり子	
	山田 長吉	
市民 5人 (ワークショップ代表者)	青羽 利勝	
	荒木 利治	
	北川 靖夫	
	中野 一恵	
	野田 静枝	
市職員 1人	大庭 誠司	

※計18人 名簿は区分毎に50音順・敬称略で作成